

建管第1383号
令和3年(2021年)2月1日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省北海道労働局長から別添写しのとおり通知がありましたので、石綿対策の重要性も含め指針改正の趣旨などについて、貴団体の会員に対し、周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

○道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

建管第1383号
令和3年(2021年)2月1日

各総合振興局建設管理部長
留萌振興局建設管理部長 様
関係振興局産業振興部長

建設部建設政策局建設管理課長

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正についてこのことについて、別紙のとおり建設業団体等に通知しましたのでお知らせします。なお、本通知内容については、建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

- 建設部建設管理課のホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設業係)

建管第1383号
令和3年(2021年)2月1日

各市町村建設業協会会長 様

北海道建設部長

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省北海道労働局長から別添写しのとおり通知がありましたので、石綿対策の重要性も含め指針改正の趣旨などについて、貴団体の会員に対し、周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

○道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)